

○みやこ町子ども医療費の支給に関する条例

平成18年3月20日

条例第129号

改正 平成18年9月28日条例第219号

平成20年6月25日条例第25号

平成20年12月25日条例第49号

平成22年6月30日条例第10号

平成28年3月30日条例第17号

令和2年12月18日条例第54号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども みやこ町の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、みやこ町重度障がい者医療費の支給に関する条例（平成18年みやこ町条例第134号）による重度障がい者医療費の支給を受けている者及びみやこ町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成18年みやこ町条例第128号）によるひとり親家庭等医療費の支給を受けている者を除く。

(2) 乳幼児 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 3歳に達する日の属する月の末日までにある者

イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(3) 児童 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児を除く。

(4) 保護者 医療保険各法の被保険者であって、みやこ町の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

(5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に該当する子どもの保護者とする。

(1) みやこ町の区域内に住所を有する者であること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であること。

（子ども医療費の支給）

第4条 町は、子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第2号イに掲げる乳幼児及び第3号に掲げる児童にあつては、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき600円（ただし、自己負担分相当額が600円に満たない額の場合は、当該額）

2 歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法

(平成6年厚生省告示第54号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の申請及び認定)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところによりあらかじめ、町長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、第2条第2号イに掲げる乳幼児となった場合においても、また同様とする。

(子ども医療証の交付)

第6条 町長は、子どもの保護者であって、かつ、前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより子ども医療証を交付するものとする。

2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

(子ども医療証の提出)

第7条 子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 町長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があったものとみなす。

3 町長は、子どもが受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他町長が第1項の方法によりがたいときと認めたときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の犀川町乳幼児医療費の支給に関する条例（昭和57年犀川町条例第16号）、勝山町乳幼児医療費の支給に関する条例（昭和58年勝山町条例第8号）又は豊津町乳幼児医療費の支給に関する条例（平成15年豊津町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月28日条例第219号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第3条のただし書きの改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成20年6月25日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後のみやこ町乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1項イの乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則 (平成20年12月25日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月30日条例第10号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後のみやこ町子ども医療費の支給に関する条例第2条第2号イの乳幼児及び第3号の児童に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

(みやこ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

- 3 みやこ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年みやこ町条例第22号）を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和2年12月18日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のみやこ町子ども医療費の支給に関する条例の規定は、施行

日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。

(準備行為)

- 3 町長は、前2項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後のみやこ町子ども医療費の支給に関する条例第2条第2号イの乳幼児及び第3号の児童に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる。

○みやこ町子ども医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月20日

規則第69号

改正 平成20年9月11日規則第22号

平成28年6月29日規則第23号

令和2年12月18日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、みやこ町子ども医療費の支給に関する条例（平成18年みやこ町条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定申請の手続)

第2条 条例第5条の規定により、子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ子ども医療費受給資格認定申請書に次に掲げる書類を添え、これを町長に提出しなければならない。子ども医療費の受給資格の認定を受けた者が、同条後段の規定により、改めて子ども医療費の受給資格の認定を受けようとする場合においても、同様とする。

(1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証（以下「被保険者証等」という。）

(2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類

(3) 条例第3条に規定する保護者及びその配偶者の所得の状況を明らかにする書類

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(医療証の交付及び未交付の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による子ども医療証（以下「医療証」という。）の交付は、町長が同条同項の受給資格者に対して医療証の交付の可否を子どもごとに審査した上、行うものとする。

2 町長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して当該受給資格者に対し通知するものとする。

(医療証の更新申請等)

第4条 条例第2条第2号イに掲げる乳幼児及び第3号に掲げる児童の受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、子ども医療証更新申請書により医療証の更新を申請することができる。

2 前条の規定は、前項の規定による医療証の更新申請について準用する。

3 受給資格者は、医療証の有効期限が満了したときは、当該医療証を速やかに町長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第5条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、子ども医療証再交付申請書を町長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第6条 条例第7条で規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他町長の定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）とする。

(子ども医療費の請求)

第7条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、子ども医療費の支払を町長に請求しようとするときは、請求書を町長に提出しなければならない。ただし、子どもが国民健康保険の被保険者以外の場合にあっては、子ども医療費請求書を提出するものとする。

(子ども医療費の支給申請)

第8条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて、子ども医療費支給申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、子どもがみやこ町国民健康保険の被保険者であって、当該子どもに係る子

ども医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(子ども医療費に関する決定の通知)

第9条 町長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、子ども医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、子ども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出)

第10条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所及び氏名
- (2) 子どもの世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）の住所及び氏名
- (3) 受給資格者の住所及び氏名（受給資格者が被保険者でない場合のみ）
- (4) 子どもの死亡
- (5) 子どもの被保険者等
- (6) 子どもの被保険者等に係る保険者
- (7) その他町長が必要と認める事項

2 受給資格者は、条例第9条の規定により、届出をしようとするときは、子ども医療変更届に医療証を添え、これを町長に提出しなければならない。

3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、子ども医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを町長に提出しなければならない。

4 受給資格者は、子ども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を直ちに町長に届け出なければならない。

(様式)

第11条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 子ども医療費受給資格（認定・更新）申請書兼台帳 様式第1号
- (2) 子ども医療証（3歳未満用） 様式第2号
- (3) 子ども医療証（3歳以上用） 様式第3号
- (4) 子ども医療証再交付申請書 様式第4号
- (5) 子障親医療費請求書（医科・歯科用） 様式第5号

- (6) 子障親医療費請求書(調剤用) 様式第6号
- (7) 子障親訪問看護療養費請求書 様式第7号
- (8) 子ども医療費支給申請書 様式第8号
- (9) 子ども医療変更届 様式第9号
- (10) 第三者の行為による被害届 様式第10号
- (11) 子ども医療費受給資格喪失届 様式第11号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の犀川町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和57年犀川町規則第7号)、勝山町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(平成11年勝山町規則第2号)又は豊津町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(平成15年豊津町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年9月11日規則第22号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成28年6月29日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後のみやこ町子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定より、受給資格の認定及び受給資格者に対する子ども医療証の交付に必要な手続をすることができる。

附 則(令和2年12月18日規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後のみやこ町子ども医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、受給資格の認定及び受給資格者に対する子ども医療証の交付に必要な手続をすることができる。

様式第1号（第11条関係）

様式第2号（第11条関係）

様式第3号（第11条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第11条関係）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第11条関係）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第11条関係）